

各 位

2024 年 12 月 2 日



会社名 小林製薬株式会社  
代表者 代表取締役社長 山根 聡  
コード番号 4967 東証プライム

### 株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ

当社は、当社株主より、会社法第 297 条第 1 項の規定に基づき、臨時株主総会招集の請求（以下「本請求」といいます。）に関する書面（2024 年 11 月 29 日付「臨時株主総会招集請求書」）（以下「本請求書」といいます。）を、2024 年 12 月 2 日に受領いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 請求者の概要

**Oasis Japan Strategic Fund Ltd.**

本請求書によれば、請求者は、当社の総株主の議決権の 100 分の 3 以上の議決権を 6 カ月前から引き続き保有している株主であるとのことです。

#### 2. 請求の内容

##### (1) 株主総会の目的事項

- ①会社法 316 条 2 項に定める当社の業務及び財産の状況を調査する者の選任の件
- ②取締役 3 名選任の件

##### (2) 招集の理由等

本請求書の全文を別紙として添付しておりますので、ご参照ください。

#### 3. 当該請求への会社の対応方針

本請求に対する当社の対応方針につきましては、本請求の内容を慎重に検討の上、決定次第開示いたします。

以上

— 本件に関するお問い合わせ先 —  
小林製薬株式会社 広報・IR 部  
広報 1 グループ TEL 06-6222-0142 広報 2 グループ TEL 03-5602-9913

2024年11月29日

〒541-0045

大阪市中央区道修町四丁目4番10号

小林製薬株式会社

代表取締役社長 山根 聡 殿

Maples Corporate Services Ltd, PO Box 309, Ugland  
House South Church Street, George Town, Grand  
Cayman, KY1-1104,  
Cayman Islands

OASIS JAPAN STRATEGIC FUND LTD.

代理人

〒105-0001

東京都港区虎ノ門一丁目16番4号

アーバン虎ノ門ビル7階

金川国際法律事務所

電話 03-6206-6652

F A X 03-6206-6653

弁護士 金 川



弁護士 小 濱 浩 庸



弁護士 篠 崎



弁護士 古澤 賢太郎 クリストフ



弁護士 油 井 緑



弁護士 呉 眞 瑛



弁護士 大 峰 友 輔



### 臨時株主総会招集請求書

当職らは、OASIS JAPAN STRATEGIC FUND LTD. (以下「オアシス」という。)の代理人として、以下の通り通知する。

オアシスは、小林製薬株式会社 (以下「当社」という。)の総株主の議決権の百分の三以上の議決権を6か月前から引き続き有する株主であり、会社法第297条1項に基づき、下記のとおり、臨時株主総会を招集することを請求する。

## 記

### 第1 株主総会の目的である事項

- ① 会社法 316 条 2 項に定める当社の業務及び財産の状況を調査する者の選任の件
- ② 取締役 3 名選任の件

### 第2 招集の理由

#### 1. 紅麴事件の発生による当社信用の失墜

2024 年 3 月 22 日、当社は、当社が販売する機能性表示食品「紅麴コレステヘルプ」（以下「本件製品」という。）の摂取者において、腎疾患等の健康被害を受けたとの報告があったとして、本件製品及び当社が製造する紅麴原料を含む製品の使用中止及び自主回収を公表した（以下、本件製品の服用を原因とする腎障害の発生に関する問題を「本紅麴事件」という。）。本紅麴事件に起因する消費者に対する健康被害は極めて甚大であり、未だに被害者数は増加し続けており、最終的な被害者数は確定していない。

なお、本紅麴事件の原因は、その後の調査により、「工場内の青カビ（*Penicillium adametzioides*）が、培養段階で混入し、コメ培地を栄養源としてプベルル酸を産生」し、有毒物質である「プベルル酸」が本件製品に混入したことにあることが厚生労働省の調べでほぼ特定されている<sup>1</sup>。

この点、当社が設置した事実検証委員会による 2024 年 7 月 22 日付け調査報告書（以下「本調査報告書」という。）によれば、紅麴原料の生産能力強化に伴い必要な人員増加がなされず、人手不足が常態化していた事実、本件製品に用いられた原料ロットの製造時（2022 年 11 月上旬）に、乾燥機が壊れていたため、当該原料ロットの紅麴菌が一定期間乾燥されないまま放置されていた事実、紅麴を培養するタンクの蓋の内側に青カビが付着していた点を担当者から報告された品質管理担当者が、青カビはある程度は混じることがあると発言していた事実等、当社における品質管理体制の不備及び食品の安全性に関する意識の著しい欠如を示す様々な事実が明らかとなった。

さらに、本調査報告書によれば、有事における内部統制システムの欠陥も明らかとなった。例えば、当社の危機管理規程には「重大な製品事故や大規模な回収が発生すると予想される場合」に該当すれば、危機管理本部を設置する旨が定められていたが、これが設置されなかった事実、社外取締役に対するリスク情報共有に関する社内ルールが欠如していた事実、既存の社内連絡網（ファストヘルプ）が社内における情報共有の観点から問題があった事実など、多数挙げられている。

このような数々の品質管理体制の不備や有事における内部統制システムの機能不全は、食品・薬品を製造する会社としては、到底考えられないものであり、本紅麴事件は、起こるべくして起こったと言わざるを得ない。各種メディア等からの批評からも伺われるように、当社への信頼は地に落ちたと言える。

#### 2. 信用回復を目指して、全般的な調査及び検証が必要であること

<sup>1</sup> 2024 年 9 月 18 日付け「参考資料 2 紅麴関連製品に係る事案の原因究明について」

そのため、当社に対する消費者の信頼回復のためには、内部統制システム及び品質管理体制の当否にかかる全般的な調査及び検証を実施した上で、当該検証結果を踏まえた抜本的な体制改革を執行することが求められている。現に、事実検証委員会も、本調査報告書の中で、「実効的な再発防止策を実施していくためには、小林製薬において、より広い意味での内部統制システム及び品質管理体制の当否に関する調査及び検証が求められ…、社外取締役を中心とする取締役会の監督の下で、小林製薬執行部がこれらの点について真摯な調査及び検証を実施することを期待する」と述べている。しかし、当社は、2024年9月17日に再発防止策を公表したものの、その際、事実検証委員会が求めるような内部統制システム及び品質管理体制の当否に関する全般的な調査・検証を行った事実とはわれない。つまり、事実検証委員会による調査をもって本紅麴事件にかかる原因究明については幕引きを図ったものと思われる。

しかし、そもそも事実検証委員会による調査は、2024年1月中旬に本件製品に起因する健康被害の報告を受けた後、同年3月22日に本紅麴事件が公表されるまでというかなり限定された期間にかかる事実経過が調査対象とされたに過ぎない。更には、調査の迅速性を重視し、本紅麴事件に関して当社のために法的助言を提供している森・濱田松本法律事務所所属の弁護士らのサポートを受けて実施されたため、同委員会の調査の独立性は担保されていない。また、事実検証委員会は、調査中に、発見事項及び指摘事項を調査対象である社内取締役らと共有し、あらかじめ討議を経た上で、最終的な報告書を纏めたとされている。この点、日本弁護士連合会が公表する「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」によれば、調査に対する経営陣からの不当な介入を防止し第三者委員会の独立性、中立性を確保する目的から、調査報告書提出前に、その全部又は一部を企業等に開示することはできないとされている。この点においても、事実検証委員会の調査は、独立性が担保されておらず、その調査結果の客観性について疑義が存在すると言わざるを得ない。従って、改めて真に独立性が担保された調査者により本紅麴事件の調査・検証がなされる必要性が高い。

### 3. 現経営陣のみに抜本的改革を委ねることができないこと

また、本紅麴事件発覚後の経営陣の対応は、著しく不合理なものであった。例えば、本紅麴事件において何らリーダーシップを発揮せず、被害拡大を招いた一因でもある小林一雅氏を特別顧問に就任させ、月額200万円という破格の報酬を支払い続けている事実があげられる。なお、小林一雅氏について、オアシスが当社関係者に確認したところによると、代表取締役会長職から辞任した後も、未だに当社の会長室を使用し続けているとのことである。かかる事実からは、果たして再発防止策の1つとして掲げる「創業家依存経営からの脱却」を進める意思があるのか疑わしいと評価せざるを得ない。また、当社社外取締役は、本紅麴事件の発生を認識することが遅れ、本紅麴事件の発生や被害拡大阻止に何ら力を発揮することができなかったが、本紅麴事件の公表後も、死者数の報告に際して創業家一族の強い反対に押し切られ、敢えて過少に報告する等していた事実等も明らかとなっている。これらの事実を踏まえると、当社の品質管理体制・内部統制システムの抜本的改革は、既存の経営陣にのみ委ねることでは、これを期待することはできない。

### 4. 本臨時株主総会の招集が必要であること

以上述べた理由により、オアシスは、①本紅麴事件の原因分析（当社における全般的な内部統制システム及び品質管理体制の当否の分析を含む）、並びに本紅麴事件の対応方法の妥当性の検証を実施する調査者の選任を求めると共に、②新任の社外取締役の選任を求めるた

め、本臨時株主総会の招集を請求する。

### 第3 議案の要領及び提案の理由等

議題1及び議題2の各議案に共通する提案の理由は以下のとおりである。当社の株式取扱規則上、1議案に関する提案の理由が400字に制限されている点に鑑み、議題1及び議題2にかかる計4つの提案の理由の合計の字数を1,600字以内に収めている。

招集の理由に記載のとおり、当社は、当社が販売する機能性表示食品「紅麴コレステヘルプ」（以下「本件製品」）の摂取者において、腎疾患等の健康被害を受けたとの報告があったとして、本件製品及び当社が製造する紅麴原料を含む製品の使用中止及び自主回収を公表した（以下、本件製品の服用を原因とする腎障害の発生に関する問題を「本紅麴事件」という。）。本紅麴事件による健康被害は極めて甚大であり、その後の調査により、当社旧大阪工場における一部の製品ロットから本紅麴事件の原因である「プベルル酸」が検出されたことが明らかになっている。

なお、当社が設置した事実検証委員会による2024年7月22日付け調査報告書（以下「本調査報告書」）は、当社において品質管理体制・内部統制システムの欠陥や、食品の安全性に関する意識の著しい欠如があったと指摘している。その上で、「実効的な再発防止策を実施していくためには、小林製薬において、より広い意味での内部統制システム及び品質管理体制の当否に関する調査及び検証が求められ…、社外取締役を中心とする取締役会の監督の下で、小林製薬執行部がこれらの点について真摯な調査及び検証を実施することを期待する」と述べている。

このように、当社に対する消費者の信頼回復のためには、内部統制システム及び品質管理体制の当否に関する全般的な調査及び検証を実施した上で、当該検証結果を踏まえた抜本的な体制改革を実行することが求められている。しかし、当社は、2024年9月17日に再発防止策の策定を公表したものの、その際、事実検証委員会が求める内部統制システム及び品質管理体制の当否に関する全般的な調査・検証を行った事実は何もない。つまり、事実検証委員会による調査をもって本紅麴事件にかかる原因究明については幕引きを図ったものと思われる。

しかし、そもそも事実検証委員会による調査は、調査の迅速性を重視し、調査範囲を限定して実施されたものに過ぎない。また、その調査に際し、本紅麴事件に関して別途当社に対して法的助言を提供している他の法律事務所所属の弁護士らのサポートを受けている点や、調査中に発見事項及び指摘事項を調査対象である社内取締役らと共有し、あらかじめ討議を経た上で、最終的な報告書がまとめられている点において、調査の独立性や調査結果の客観性に疑義が存在する。

さらに、本紅麴事件の発生及び拡大阻止に既存の社外取締役が何ら力を発揮できていなかった事実や、本紅麴事件の公表後も、死者数の報告に際して創業家一族の強い反対に押し切られ、敢えて過少に報告する等していた事実等の存在を踏まえると、既存の経営陣のみよっては品質管理体制・内部統制システムの抜本的改革を期待することはできない。

したがって、多数の健康被害を引き起こした事実を重く受け止め、当社の信頼を回復するためにも、真に独立性が担保された調査者により本紅麴事件の再調査・検証を行った上で、本紅麴事件の原因分析（当社における全般的な内部統制システム及び品質管理体制の当否の分析を含む）を行う必要がある。また、新たな社外取締役を選任し、執行取締役らに対する監督・牽制機能を発揮してもらう必要もある。かかる目的を達成するために、オアシスは、牛島信氏を調査役に、中村芳生氏、Richard Dols Young氏及びTomoko Chubachi氏を取締役として推薦する次第である。

1. 議題1 会社法316条2項に定める当社の業務及び財産の状況を調査する者の選任の件

(1) 議案1

会社法316条2項に定める当社の業務及び財産の状況を調査する者の選任の件

(2) 議案の要領

ア 業務及び財産の状況を調査する者

調査の目的事項に記載の事項を調査させるため、牛島信氏を会社法第316条第2項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者（以下、「調査者」）に選任する。本議案の成立により調査者の選任は効力を生じ、当社との間で別途契約を締結することを要しない。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
牛島 信 (1949年9月30日)	1977年4月	検事任官
	1979年4月	弁護士登録
	1985年4月	牛島法律事務所（現 牛島総合法律事務所）開設
	2002年2月	一般社団法人日本女子プロゴルフ協会 監事（現任）
	2003年6月	株式会社朝日工業社 社外監査役
	2004年9月	エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社 （現 エイベックス株式会社）社外取締役
	2004年10月	株式会社UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）業務 監視委員会委員
	2006年8月	株式会社損害保険ジャパン（現 損害保険ジャパン株 式会社） 業務監査・コンプライアンス委員会委員
	2007年7月	日本生命保険相互会社 社外取締役（現任）
	2008年6月	株式会社新銀行東京（現 株式会社きらぼし銀行）経 営監視委員会委員長
	2010年5月	社団法人不動産証券化協会（現 一般社団法人不動産 証券化協会） 監事（現任）
	2011年5月	松竹株式会社 社外監査役
	2013年12月	特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ ネットワーク代表理事・理事長（現任）
	2014年3月	株式会社アサツーディ・ケイ（現 株式会社ADKホー ルディングス） 社外取締役
	2015年6月	北越紀州製紙株式会社（現 北越コーポレーション株 式会社） 社外取締役
	2021年4月	一般社団法人東京広島県人会 代表理事・会長（現 任）
2022年7月	公益財団法人国際科学振興財団 理事（現任）	
[重要な兼職の状況]		
牛島総合法律事務所 代表		
日本生命保険（相）社外取締役（指名・報酬諮問委員会委員長） （特非）日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク代表理事・理 事長		

	一般社団法人東京広島県人会 代表理事・会長 一般社団法人日本女子プロゴルフ協会 監事 一般社団法人不動産証券化協会 監事 公益財団法人国際科学振興財団 理事
--	---

※牛島氏は、当社株式を保有していない。

イ 調査の目的事項

本紅麹事件の原因分析（当社における全般的な内部統制システム及び品質管理体制の当否の分析を含む）、並びに本紅麹事件の対応方法の妥当性の検証

ウ 調査及び報告の方法

- ① 調査者は、適当と認める外部専門家等の補助者を複数名選任することも可能であり、本件の場合、弁護士その他に、食品衛生管理の分野における学識経験者を併せて補助者に選任することで、食品製造業者における衛生管理として実務上求められる水準に照らした当社における衛生管理の妥当性を専門的な視点を踏まえて検証することができる。
- ② 調査者は当社からも本臨時株主総会招集請求者である提案株主からも独立して調査を行う。
- ③ 調査期間は、本臨時株主総会により調査者が選任された日から起算して3か月とする。ただし、調査者が合理的に必要と認める場合には6か月を超えない範囲で延長できる。
- ④ 調査者は、調査期間末日までに、必要な調査を行ったうえで当該調査の結果を記載した書面（以下「調査報告書」という。）を当社に交付するとともに、その内容を公表する。また、調査者は、調査報告書公表の後に開催される最初の株主総会において調査報告書の内容を報告する。
- ⑤ 調査者は当社の役職員に対して、調査のため必要と考える書類等の開示、交付等を求め、また調査のため必要と考える事項について報告を求めることができ、当社の役職員はこれを拒否できない。
- ⑥ 調査者は、当社の役職員その他の者が調査に協力しない場合、調査を拒否若しくは妨害した場合、又は当社の役職員その他の者から調査者若しくは補助者が直接的若しくは間接的に圧力等を受けた場合、これを調査報告書に記載する。
- ⑦ 調査者は、必要に応じて、当社役職員からのヒアリングを行い、調査対象とする事実の範囲（以下、「調査スコープ」という。）を決定する。
- ⑧ 調査スコープは、調査者選任の目的を達成するために必要十分なものとする。また、調査者は、その判断により、必要に応じて、調査スコープを拡大、変更等を行うことができ、この場合には、調査報告書でその経緯を説明する。
- ⑨ 調査者は、当社の企業価値に著しい悪影響を与えることのないよう、当社のコストやリソース配分にも配慮して、調査スコープを設定する。

エ 報酬

- ① 当社は、調査者に対して、社会通念上合理的な範囲で、調査に要した費用（調査者及び補助者の報酬を含む）を支給する。調査者及び補助者がその通常の業務に当たってタイムチャージに基づき報酬を請求する場合には、当該タイムチャージに基づいて算定される報酬は社会通念上合理的なもののみならず。
- ② 調査者の請求に対して、当社が調査に要した費用の全部又は一部の支給を拒否する場合、本臨時株主総会招集請求者である提案株主が、調査者に対して、当該支給を受けられなかった費用を補償する。

オ 提案の理由

上記共通の提案理由のとおり。

2. 取締役3名選任の件

(1) 議案1

ア 議案の要領

中村 芳生（なかむら よしお）を取締役として選任する。

イ 提案の理由

上記共通の提案理由のとおり。

ウ 候補者の略歴等

中村 芳生（なかむら よしお）		1966年2月12日生
		所有する当社の株式数：0株
■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		
1993年4月	検事任官	
1997年4月	さいたま地方検察庁特別捜査部検事	
1998年6月	法務省から米国ワシントン大学ロースクール研究員として派遣	
1999年7月	さいたま地方検察庁特別捜査部検事	
2000年4月	最高裁判所司法研修所付検事	
2001年4月	法務省刑事局付検事 国税庁国税事務官を兼務	
2005年4月	名古屋地方検察庁特別捜査部検事	
2007年4月	東京地方検察庁特別捜査部検事	
2008年7月	法務省人事課付	
2009年7月	法務省刑事局参事官 国税庁国税事務官を兼務	
2011年4月	東京地方検察庁特別捜査部検事	
2012年4月	東京地方検察庁総務部副部長	
2013年4月	内閣官房 内閣参事官	
2015年4月	京都地方検察庁 特別刑事部長	
2017年7月	法務総合研究所 研究部長（企業不正防止等の研究）	
2019年7月	検事 退官	
2019年8月	弁護士登録（なお、税理士・弁理士についても登録）	
2019年9月	江東病院顧問（現任）	
2021年2月	ファームシップ社外監査役（現任）	
2022年3月	日興証券（金融商品取引法違反）調査委員会メンバー	
2022年7月	平塚金属工業社外監査役（現任）	
2024年1月	早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター招聘研究員（現任）	
2024年2月	千代田区入札不正行為に関する再発防止対策有識者会議 委員	
<重要な兼職の状況>		

	江東病院顧問 ファームシップ社外監査役 平塚金属工業社外監査役 早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター招聘研究員
--	--

(特別利害関係の有無) 中村 芳生氏と当社との間に、特別の利害関係はない。

■ 取締役候補者とした理由

中村氏は検事、法務省刑事局付及び同参事官として、長年に亘って様々な大型特捜案件を担当し、内閣官房、法務省及び東京地検に在籍時は、所管する組織の組織体制の見直しに関わり、組織運営に関する知見も深い。検事退官後は、弁護士として様々な企業に対して不祥事にとまなう体制再構築や経営等について指導し、複数の不祥事事案における調査委員会や有識者会議の委員も務めた。

当社は、紅麹関連製品による健康被害を発生させ、事実検証委員会の調査報告書によれば、品質管理体制や不祥事における全社的対応体制に重大な不備があり、抜本的な体制整備が不可欠である。中村氏は、検事、弁護士及び教職の立場から、数多の不祥事事件を担当・研究しており、このような不祥事対応と経営に関する同氏の知見と経験は当社の経営に対して有益な助言と監督機能を提供することが期待できる。

以上の理由から、オアシスは、中村氏を取締役候補者とすることを提案する。

(注) 中村 芳生 (なかむら よしお) 氏は社外取締役候補者である。

(3) 議案 2

ア 議案の要領

Richard Dols Young (リチャード・ドルス・ヤング) を取締役として選任する。

イ 提案の理由

上記共通の提案理由のとおり。

ウ 候補者の略歴等

Richard Dols Young (リチャード・ドルス・ヤング)	1959年8月6日生 所有する当社の株式数：0株
■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1993年4月	藤井郁也法律事務所(東京) アソシエイト弁護士
1996年10月	東京海上日動火災保険株式会社(北米本社ロサンゼルス) 北米製造物責任(PL) 訴訟管理弁護士
1999年12月	Bowman and Brooke LLP(本社ミネソタ州) パートナー弁護士
2008年7月	Johnson Controls, Inc. グローバル本社(ウィスコンシン州ミルウォーキー) 製品安全・規制コンプライアンス及び訴訟部長
2013年8月	LegalKaizen Advisory 創設者・アドバイザー(現任)
	<重要な兼職の状況> LegalKaizen Advisory アドバイザー
(特別利害関係の有無) Richard Dols Young 氏と当社との間に、特別の利害関係はない。	
■ 取締役候補者とした理由	
ヤング氏は、東京海上にて多数の北米における製造物責任訴訟を担当。製造物責任の弁護を専門とする大手法律事務所でパートナーを務めた。また、大手企業において製品安全・規制コンプライアンス及び訴訟部長を務めた後、体系的な問題解決、リスク軽減、プ	

ロセスとギャップ分析、訴訟コスト軽減、訴訟予算管理、過去の教訓を抽出するなどの業務を提供する LegalKaizen Advisory を設立し、多数の企業において欠陥製品の原因調査・再発防止に関わる。事業会社や保険会社の特別顧問なども務め、数々のセミナーや国際会議でのスピーカーも務める。

調査報告書に記載のとおり、当社は、品質管理体制・内部統制の欠陥を検証し、再発防止策を策定する必要がある。ヤング氏は、多数の組織において約 30 年に亘って製品安全や製造物責任の実務に携わってきたのであり、同氏の豊富な経験及び知見は、当社が体制整備を図る上で、有益な助言と監督を提供することが期待できる。

(注) Richard Dols Young (リチャード・ドルス・ヤング) 氏は社外取締役候補者である。

#### (4) 議案 3

##### ア 議案の要領

Tomoko Chubachi (トモコ・チュウバチ) を取締役として選任する。

##### イ 提案の理由

上記共通の提案理由のとおり。

##### ウ 候補者の略歴等

Tomoko Chubachi (トモコ・チュウバチ)		1964 年 11 月 25 日生
		所有する当社の株式数：0 株
■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		
1991 年 5 月	大阪大学医学部皮膚科入局、皮膚科臨床研修	
1995 年 7 月	ボストン大学 (米国) 博士研究員	
1998 年 10 月	大阪厚生年金病院皮膚科専門医	
1999 年 11 月	アルバータ大学 (カナダ) 研究員	
2002 年 5 月	Pfizer Inc. (日本法人) ジャパンディベロップメントチームリーダー	
2006 年 10 月	Pfizer Inc. (米国本社) シニアディレクター・グローバルクリニカルリーダー	
2011 年 8 月	Eli Lilly and Company (米国本社) シニアメディカルアドバイザー	
2014 年 3 月	GSK plc (米国法人) シニアメディカルディレクター	
2017 年 9 月	Novan, Inc (現 Pelthos Therapeutics) ヴァイスプレジデント	
2020 年 9 月	大阪大学 非常勤講師 (現任)	
2021 年 3 月	Novan, Inc (現 Pelthos Therapeutics) シニアヴァイスプレジデント	
2022 年 2 月	同 チーフメディカルオフィサー	
2024 年 4 月	TMC Clinical Development Consulting, Inc. プレジデント (現任)	
	< 重要な兼職の状況 > TMC Clinical Development Consulting, Inc. プレジデント 一般社団法人 医薬品開発能力促進機構 設立理事 大阪大学非常勤講師	
(特別利害関係の有無) Chubachi 氏と当社との間に、特別の利害関係はない。		
■ 取締役候補者とした理由		

チュウバチ氏は、医師として、また、多数の世界的製薬会社における新薬臨床開発・上市、当局対応・交渉、危機管理、社内および提携先ガバナンスに携わり、薬品に関して医療現場・製薬企業・当局折衝のいずれの視点も有する。加えて、MBAも取得しており、製薬・医薬の専門知識を経営の中でどのように活かすかという視点も有する。

チュウバチ氏の20年以上に亘って培った製薬事業の経験・知見は、食品・薬品製造企業として最も重要と言える品質管理体制・コンプライアンスの不備の発見と是正、当局報告及び情報開示の方針を確立する上で特に役立てられると思われ、さらに、臨床医としての経験から問題発覚後の初動対応に係る体制整備においても極めて有益な助言と監督を提供できるものと期待できる。

以上の理由から、オアシスは、チュウバチ氏を取締役候補者とすることを提案する。

(注) Tomoko Chubachi (トモコ・チュウバチ) 氏は社外取締役候補者である。

以上